

令和3年8月18日

静岡市長 田辺 信宏 様

地方独立行政法人
静岡市立静岡病院評価委員会
委員長 藤本 健太郎

業務実績評価に関する意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）に係る令和2年度における業務の実績に関する評価について、静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例（平成26年条例第119号）第2条第2号の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

1 法人の業務の実績に関する評価について

令和2年から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、静岡市立静岡病院は県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、公共的使命をもち、市内の新型コロナウイルス感染症対応の中心的な役割を果たしている。

令和2年度の業務実績はコロナ禍におけるものであることを前提として、意見するものとする。

（1）法人の令和2年度業務実績報告書「Ⅱ（3）小項目ごとの業務実績及び評価」中の法人の業務実績及び法人自己評価について

① 第2-1-（2）救急医療

コロナ禍で救急搬送患者数は減少しているものの、目標値である救急搬送患者数は市内最多、重症患者の受入実績は県内最大値を共に維持し、応需率の実績値も市内で最も高い水準であったことから、コロナ患者への積極的な対応を図る中、救急医療についても公立病院としての役割を十分に果たしていると言えるため、S評価（年度計画の所期の目標を上回る成果が得られている）に値するものと判断する。

② 第2-1-（6）高度医療・専門医療

コロナ禍で一部の症例件数は減少しているものの、新たな機器や手

技を取り入れ、TAVI（経カテーテル大動脈弁置換術）等の症例数は順調に増加していることから、診療実績が高い水準を保っていると言えるため、S評価（年度計画の所期の目標を上回る成果が得られている）に値するものと判断する。

③ 第2-3-(3) 患者ニーズの把握及び迅速な対応

患者満足度調査結果における「概ね満足」以上の割合が平成30年度以降、わずかながら減少し続けていることから、B評価（年度計画の所期の目標を下回っている）に値するものと判断する。

(2) 上記(1)で取り上げた小項目以外のものについては、法人の自己評価どおりの評価とすることが適当である。

2 その他

(1) 令和元年度業務実績に関する評価書においてB評価と評定された小項目の改善について

「市民との協働による病院運営の実施」及び「働き方改革への取組」の小項目について、法人の自己評価どおりのA評価相当となったことは、障がい者の法定雇用率の達成及び医師の時間外勤務時間数の縮減等によるものであり、法人の地道な取組による成果であったと評価できる。

(2) 経営状況の分析等について

コロナ禍が病院の収益や費用に与えた影響額については、全体の収支と切り分けることが困難であることは理解できるものの、病院経営の分析のために、可能な限り確認することが望ましい。

なお、業務実績の報告に当たっては、必要に応じて他院と比較する等、実態がより明確になるような工夫がなされることを希望する。

(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定について

項目の構成や目標値の設定に関する本委員会での議論は、令和4年度に予定されている次期中期目標及び次期中期計画の策定に反映されることを希望する。

以上